



平成22年 8 月19日

各 位

楽 天 銀 行 株 式 会 社
東 京 都 品 川 区 東 品 川 4 - 1 2 - 3
代 表 取 締 役 社 長 國 重 惇 史
問 い 合 わ せ 先 : 常 務 執 行 役 員 郷 原 淳 良
(電 話 番 号 03 - 6387 - 6750)

株式交換による完全子会社化について

当行は、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、当行の連結親会社である楽天株式会社（以下「楽天」といいます。）の完全子会社となることを本日開催の取締役会にて決議し、株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）の締結を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、平成 22 年 9 月 9 日に開催予定の当行臨時株主総会において承認を得ることを前提として、平成 22 年 10 月 15 日にその効力が発生する予定です。

記

1. 株式交換の目的

当行は、平成 13 年 7 月に開業した、平成 21 年 12 月末時点で 339 万超の口座数を有するインターネット専門銀行です。

インターネット専門銀行は、インターネット技術の発達に伴い、顧客対応コストの低減を図り、24 時間金融取引を提供すること等を目的として誕生した、新しい銀行業の形態です。当行は、インターネットを経由して、何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済、FX・投信等の金融商品の提供、各種預金サービス、個人向け無担保ローンや運用投資等により、事業展開を行っております。

当行は、従前、証券化商品をはじめとする有価証券及び金銭の信託を中心とした運用を行ってまいりましたが、いわゆる「サブプライム問題」に端を発する世界的な金融市場の混乱等から、主として運用投資において損失が発生し、平成 21 年 3 月期まで最終赤字を計上してまいりました。

楽天を中核とする楽天グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして①物販を中心とした EC（エレクトロニック・コマース＝電子商取引）に関するサイト運営・サービス提供等を行う「EC 事業」、②クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、③インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、④インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、⑤宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、⑥オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、⑦プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」、⑧中継電話サービス及び IP 加入電話サービスを中心とした通信サービスを提供している「通信事業」並びに⑨プリペイド（先払い）型電子マネー『Edy』事業の運営・企画

を行う「電子マネー事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

このような事業展開の一環として、楽天は、平成20年8月に当行と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成20年9月に当行が楽天に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（払込金額の総額19,980百万円）を引き受けた後、平成21年2月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、上記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、当行を連結子会社化しました（なお、楽天は、平成21年3月に再度第三者割当増資（払込金額の総額9,990百万円）を引き受けております。）。また、当行は、平成21年4月1日を効力発生日とする吸収分割により、楽天の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門を承継し、個人向けローン事業を開始しております。さらに、楽天は、平成22年3月18日付「楽天株式会社による当行株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当行（当時の商号はイーバンク銀行株式会社）の完全子会社化を目指して、平成22年3月19日から平成22年4月30日まで、当行の発行する普通株式、新株引受権及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、平成22年6月30日時点において、楽天は当行の普通株式2,080,787株（当行の平成22年3月31日現在の発行済株式総数に占める所有割合で88.57%、総株主等の議決権の数に占める議決権保有割合で96.11%）を保有しております。加えて、楽天は本日現在、当行に対し、取締役5名及び執行役員2名を派遣しております。なお、当行は、楽天グループの一員であることを明確にすること等を目的に、平成21年6月29日開催の当行の株主総会決議及び平成22年1月21日開催の当行の取締役会決議に基づき、平成22年5月4日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更しております。

このように、楽天は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、当行が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を楽天及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって当行の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、当行は、楽天から財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンの適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、当行の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での収益指標である「基礎収支」は、平成22年3月期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損処理を進めることにより、リスク対応能力を改善させております。

以上のとおり、当行と楽天との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は成果を上げてきましたが、楽天においては、当行が今後、楽天及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮していくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、当行を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至ったとのことです。楽天としては、当行を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、楽天グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能になるものと見込んでいるとのことです。楽天のこのような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も当行が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択

であるものと判断したとのことです。

一方、当行にとりましても、楽天の完全子会社となることにより、親会社である楽天及び楽天グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としてのさらなる成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

楽天は、本公開買付けの開始に際して、本公開買付け成立後、当行の発行済株式の全て（当行及び楽天の保有するものを除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、株式交換により当行の発行済株式の全てを取得し、当行を完全子会社とする予定である旨表明しておりましたが、以上のような経緯を踏まえ、当行及び楽天は、本日、本株式交換を行うことを合意し、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、楽天は、当行の完全子会社化後も、当行が銀行業として公益の観点から求められる経営の独立性を尊重しながら、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には当行の預金者、顧客をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、利便性や付加価値の高い商品やサービスを提供していけるような取り組みを進めていく所存であるとのことです。また、従来から当行の取締役会については、楽天以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制としてきましたが、楽天は、当行を完全子会社化した後も、かかる体制を変更しない予定とのことです。

2. 株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換に係る取締役会決議日	平成 22 年 8 月 19 日（楽天、当行）
本株式交換契約締結日	平成 22 年 8 月 19 日（楽天、当行）
本株式交換承認臨時株主総会開催日（予定）	平成 22 年 9 月 9 日（当行）
本株式交換の予定日（効力発生日）（予定）	平成 22 年 10 月 15 日

（注 1）楽天は、会社法第 796 条第 3 項本文に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」により本株式交換を行います。

（注 2）本株式交換の効力発生日や本株式交換の日程は、両社の合意により変更されることがあります。

（注 3）本株式交換の効力発生日については、平成 22 年 3 月 18 日付「楽天株式会社による当行株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、平成 22 年 8 月頃を目途としておりましたが、本公開買付けの買付期間が終了した今年 5 月以降、楽天が米国の有力 EC（電子商取引）事業者である Buy.com Inc. 及びフランスを中心に事業展開するインターネット企業 PriceMinister S.A. の買収に向けた交渉を本格化していたことから、当該各買収案件の公表と、これに伴う楽天の事業のグローバル化戦略を株式市場が織り込んだ後の株価をもとに本株式交換を行うことが適切であると判断し、本株式交換の決議を行う時期を慎重に検討してまいりました。今般、当該 2 社の買収手続が終了したこと、楽天の平成 22 年 12 月期第 2 四半期決算が公表されたことを受け、効力発生日を平成 22 年 10 月 15 日に遅らせた上で本株式交換を行うことを決議いたしました。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	楽 天 (株式交換完全親会社)	当 行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.52

- (注1) 株式交換比率：当行の普通株式1株につき、楽天の株式0.52株が割当交付されます。ただし、楽天が保有する当行の株式2,080,787株については、本株式交換による株式の割当ては行われません。
- (注2) 株式交換により発行する新株式数：楽天は、本株式交換契約の規定に従い、本株式交換により楽天が当行の発行済株式（楽天が保有する当行の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当行の株主名簿に記載又は記録された当行の株主（楽天を除きます。）に対し、当行の普通株式に代わり、その保有する当行の普通株式の数に0.52を乗じた数の楽天の普通株式を交付します。なお、本株式交換により、楽天が当行の株主に交付しなければならない楽天の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）に相当する数の楽天の株式を売却し、当該端数部分に応じてその代金が楽天より支払われる予定です。また、当行は、基準時までには、保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当行の取締役会の決議により消却する予定です（なお、平成22年6月30日現在で当行が保有する自己株式は137,653株です。）。
- (注3) 楽天は、本株式交換において、楽天が保有する自己株式を使用しないとのことです。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

①算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当行及び楽天がそれぞれ別個に、当行及び楽天から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を、楽天はアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

アビームM&Aコンサルティングは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、楽天の株式価値については、楽天株式が株式会社大阪証券取引所が運営するジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成22年8月18日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、及び3ヶ月間の終値平均値）を採用して算定を行い、一方、当行の株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一種であり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用して算定を行ったとのことです。

当該手法の採用理由は、当行が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に

帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー（楽天と当行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した当行の将来利益計画に基づいた当期純利益から一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの）を用いて評価を行うことが適切であると判断したためとのことです。なお、市場株価法については、当行が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法については、当行の事業の中心であるインターネット専門銀行をコア事業とする類似上場企業の数が十分ではないと考えられることから、当行の株式価値評価には適さないものとして採用していないとのことです。

また、アビームM&Aコンサルティングは、当行の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当行から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けています。

アビームM&Aコンサルティングは、上記の各方法による両社の株式価値の算定結果に基づき、楽天の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率を以下のように算定したとのことです。

株式交換比率の算定レンジ 0.50～0.63

アビームM&Aコンサルティングは、株式交換比率の算定に際し、楽天及び当行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したこれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行ってはいないとのことです。また、当行とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当行の財務予測については、当行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、アビームM&Aコンサルティングの算定は、平成22年8月18日現在までの情報と経済諸条件等を反映したものととのことです。

また、アビームM&Aコンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではないとのことです。

一方、KPMG FASは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、上場会社である楽天の普通株式価値については、市場株価が存在することから市場株価平均法を用いて分析しました。市場株価平均法においては、平成22年8月18日を基準日とし、基準日の株価終値、直近1ヶ月間（平成22年7月20日～平成22年8月18日）及び直近3ヶ月間（平成22年5月19日～平成22年8月18日）の各取引日の株価終値平均を採用した分析を行っています。一方、非上場会社である当行の普通株式価値については、主として当行の将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づく配当割引モデル分析法（以下「DDM法」といいます。）を用い、参考として類似会社比較法を用いて分析を行いました。DDM法においては楽天と当行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した財務予測を基礎としています。また、類似会社比較法においては過去の公開買付事例における公開買付価格に付加された市場株価に対するプレミアムの水準を分析・考慮しています。上記の各方法による当

行及び楽天の株式価値の算定結果に基づき算定された、楽天の1株当たり普通株式価値を1とした場合の当行の1株当たり普通株式価値の比率は以下のとおりです。

採用手法		当行の普通株式価値比率 (楽天株式=1.00)
楽天株式	当行株式	
市場株価平均法	DDM法	0.448~0.544
(参考)		
市場株価平均法	類似会社比較法	0.384~0.501

なお、KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、当行及び楽天より提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当行及び楽天とその関係会社の資産又は負債（偶発負債を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め独自に鑑定、評価、査定を行っておらず、第三者算定機関による鑑定又は査定結果の提供を受けておりません。加えて、使用した財務予測については当行及び楽天の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること及び株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報が存在しないことを前提としております。KPMG FASによる株式交換比率の算定は、平成22年8月18日現在までにKPMG FASが入手した情報と経済情勢を前提としたものです。

また、KPMG FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

当行及び楽天は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付けの結果を勘案の上、当行の株式価値について、本公開買付けの買付価格を基準として、両者間で協議・交渉を行いました。その結果、当行の株式価値を本公開買付けの買付価格と同額の1株当たり33,000円、楽天の株式価値を1株当たり62,900円と評価し、本株式交換における株式交換比率を上記のとおりとすることで合意いたしました。

②算定機関との関係

KPMG FAS及びアビームM&Aコンサルティングはいずれも、楽天及び当行から独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③公正性を担保するための措置

上記「1. 株式交換の目的」記載のとおり、楽天は当行の総株主の議決権の96.11%を保有し、当行は楽天の連結子会社であり、また、当行と楽天の間には人的関係もあることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当行及び楽天は上記①及び②で述べたとおり、それぞれ個別に当行及び楽天から独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、楽天はアビームM&Aコ

ンサルティングに、当行はKPMG FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。なお、当行及び楽天は、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

④利益相反を回避するための措置

楽天及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務していない常勤取締役である鹿戸丈夫氏、並びに当行及び楽天の業務執行を行う経営陣から独立した当行の社外取締役である磯崎隆郎氏、池田克朗氏、須藤修氏及び関原健夫氏は、当行の担当者から、本株式交換について詳細な説明を受け、本株式交換の目的、株式交換比率その他諸条件及び当行取締役会の意思決定過程の妥当性等について慎重に検討を行いました。

その結果、平成22年8月19日開催の当行取締役会において、本株式交換が当行が提供するサービスのクオリティや収益性を更に向上させ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としての成長と企業価値の増大に寄与するものであるとともに、株式交換比率を含め本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、出席取締役全員一致により本株式交換を承認いたしました。出席取締役は上記当行常勤取締役及び社外取締役のうち、所用により欠席しました池田克朗氏及び関原健夫氏を除く取締役となります。

なお、当行の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏、杉原章郎氏及び花井健氏は、楽天及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本株式交換に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、かつ、当行の立場において楽天との協議・交渉には参加していません。また、当行の監査役である妹尾良昭氏は、当行の取締役会が本株式交換に関する決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。当行の監査役である関榮一氏及び社外監査役である高山健氏は、それぞれ楽天の執行役員及び取締役であるため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。

(4) 当行の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当行が発行した新株予約権については、当該新株予約権の保有者に対して楽天の新株予約権は交付されません。また、当行が商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）の規定により改正される前の商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権についても、当該新株引受権の保有者に対して楽天の新株予約権は交付されません。これらにつきましては、平成12年9月26日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、平成13年2月22日開催の臨時株主総会決議及び平成13年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、並びに本株式交換の効力発生日の前日までに行使されたものを除き、本株式交換の効力発生日の前日までに、無償取得し消却するか、その他の方法により消滅させる予定です。なお、当行は新株予約権付社債を発行していません。

(5) その他

① 本株式交換に係る株式交換契約の解除及び株式交換条件の変更

本株式交換に係る株式交換契約締結から効力発生日までの間において、以下の各号に該

当する場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、当行及び楽天が協議し合意のうえ、本株式交換に係る株式交換契約を解除して本株式交換を中止し、又は本株式交換に関する条件を変更することができる旨合意しております。

- (i) 当行又は楽天の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合
- (ii) 当行又は楽天の財産又は経営状態に重大な変動を与える可能性のある事実が判明した場合
- (iii) 本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合

② 本株式交換に係る株式交換契約の効力

本株式交換に係る株式交換契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失う旨合意しております。

- (i) 本株式交換承認臨時株主総会において承認が得られなかった場合
- (ii) 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、本株式交換について楽天の株主総会による承認が必要となった場合
- (iii) 当行において、効力発生日の前日までに、新株予約権の全ての消滅が完了しなかった場合

3. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 商号	楽天株式会社	楽天銀行株式会社
(2) 事業内容	総合インターネット・サービス業	電子メディアによる銀行業
(3) 設立年月日	平成 9 年 2 月 7 日	平成 12 年 1 月 14 日
(4) 本店所在地	東京都品川区	東京都品川区
(5) 代表者の 役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	代表取締役社長 國重 惇史
(6) 資本金の額	107,605 百万円 (平成 21 年 12 月末現在)	23,485 百万円 (平成 22 年 3 月末現在)
(7) 発行済 株式数	13,096,980 株 (平成 21 年 12 月末現在)	2,349,216 株 (平成 22 年 3 月末現在)
(8) 純資産	218,619 百万円 (連結、平成 21 年 12 月末現在)	26,910 百万円 (連結、平成 22 年 3 月末現在)
(9) 総資産	1,759,236 百万円 (連結、平成 21 年 12 月末現在)	756,931 百万円 (連結、平成 22 年 3 月末現在)
(10) 事業年度の 末日	12 月 31 日	3 月 31 日
(11) 大株主及び 持株比率	㈱クリムゾングループ 17.29% 三木谷 浩史 16.58% 三木谷 晴子 11.14% (平成 21 年 12 月末現在)	楽天㈱ 88.57% (平成 22 年 6 月 30 日現在)

4. 本株式交換後の状況

	株式交換完全子会社
--	-----------

(1) 商号	楽天銀行株式会社
(2) 事業内容	電子メディアによる銀行業
(3) 本店所在地	東京都品川区
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 國重 惇史
(5) 資本金の額	本株式交換に伴う異動はありません
(6) 事業年度の末日	3月31日

以 上